

## 2 景観計画区域内における行為の届出等について

### (1) 建築物の新築等、工作物の新設等について

#### <手続き関係>

#### Q. どのような建築物、行為が届出の対象となるか

A.

- ・ 下表の「届出対象となる建築物」及び「届出対象行為」が届出の対象となります。

<大阪市景観計画 P65 参照>

#### ○建築物

区 域	届出対象となる建築物	届出対象行為
基本届出区域	(1) 敷地面積が2,000㎡以上の建築物で高さが10m以上であるもの (2) 延べ面積が5,000㎡を超える建築物で地階を除く階数が6以上であるもの	新築、増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の1.5倍以内のものを除く。）、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替若しくは色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
重点届出区域	規模にかかわらず全て	新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でいずれかの面の修繕等に係る面積がその面の従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

## Q. どのような工作物、行為が届出の対象となるか

A.

- ・ 下表の「届出対象となる工作物」及び「届出対象行為」が届出の対象となります。

<大阪市景観計画 P65、66 参照>

### ○工作物 1

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	(1) 高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが 5 m 以上の区間が 350m 以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。）	施工延長が 350m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2) 川幅の平均が 100m 以上の河川の護岸	施工延長が 100m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3) 橋長が 100m 以上の橋梁	施工延長が 100m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等
重点届出区域	(1) 高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが 5 m 以上の区間が 350m 以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。）	施工延長が 350m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2) 川幅の平均が 50m 以上の河川の護岸	施工延長が 50m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3) 橋梁	建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等

### ○工作物 2

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	(1) 煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で高さが 20 m を超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の 2 分の 1 を超えるもの
重点届出区域	(2) 建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で、高さが 10m を超えるものであって、かつ、当該建築物との高さの合計が 20m を超えるもの	

### ○工作物 3

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の 2 分の 1 を超えるもの
重点届出区域		

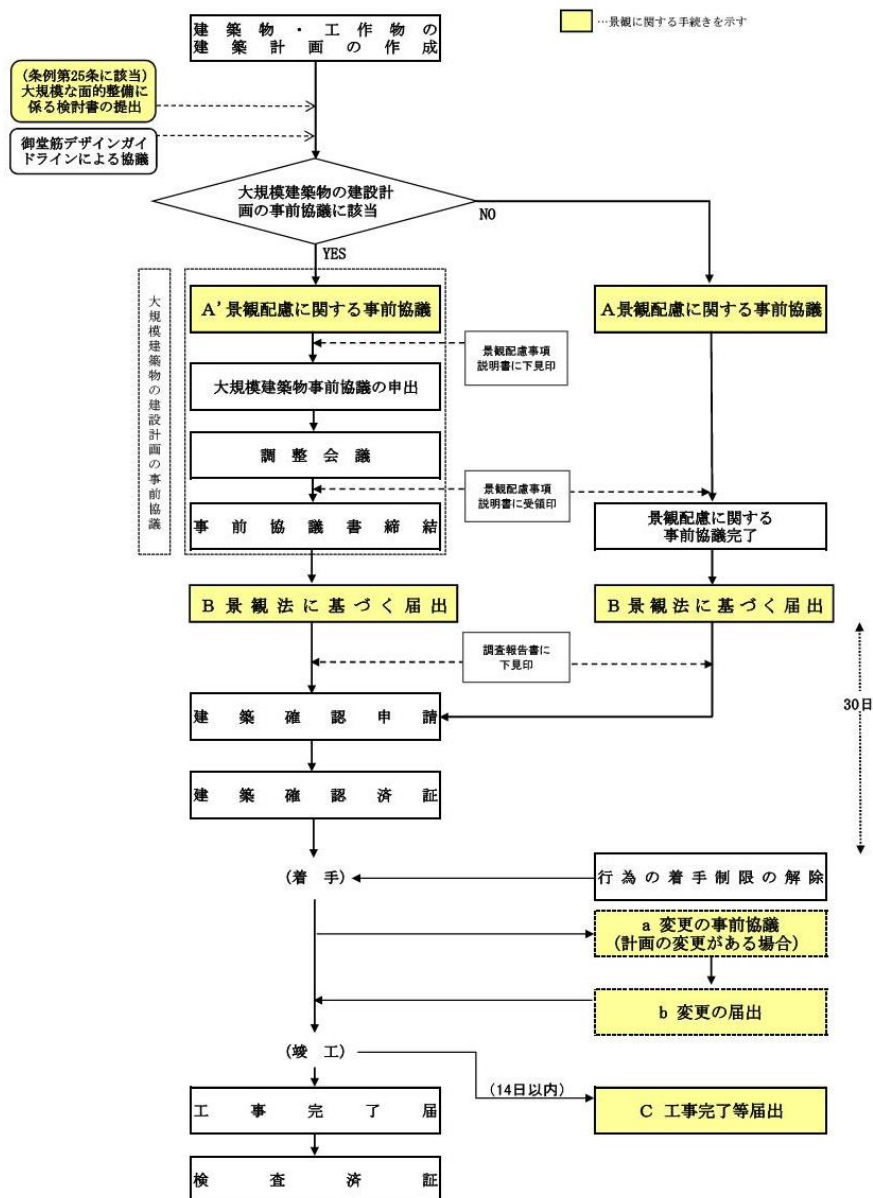
## Q. 届出にあたりどのような手続きが必要か

A.

- ・ 景観法及び都市景観条例に基づき届出を行う必要があります。
- ・ また、届出の前段階で、都市景観条例に基づき事前協議が必要となります。

→  
HP参照  
「景観計画に基づく建築物・工作物の事前協議・届出について」

景観法及び都市景観条例等による建築物等の  
事前協議・届出のながれ



## Q. 事前協議にはどのような書類(図面)が必要か

A.

事前協議の必要書類は以下のとおりです。

1. 景観計画区域内における行為の事前協議書(様式あり\*)  
※ 法第16条第1項の規定に基づく届出を行う場合は、本様式の協議者の印を省略することができます。
2. 景観配慮事項説明書(様式あり\*)  
※ 景観計画による区域に応じた配慮事項説明書を添付してください。
3. 縮尺1/2,500以上の付近見取図
4. 縮尺1/600以上の配置図
5. 縮尺1/200以上の各階平面図又は横断面図
6. 縮尺1/200以上の各面立面図  
※ 彩色が施されたものとし、材料及びマンセル表示系による色彩を表示する。
7. 縮尺1/200以上の主要断面図
8. 完成予想図  
※ 彩色が施されたもの。
9. 写真撮影位置図
10. 現況写真  
※ 敷地および周辺のカラー写真・撮影日時を記入したもの。

←  
HP参照  
「景観計画に  
基づく建築物・  
工作物の  
事前協議・届  
出について」

\*  
様式については、「景観計画  
区域内におけ  
る行為の規制  
等に関する取  
扱要綱」で定  
めています。

## Q. 届出にはどのような書類(図面)が必要か

A.

- ・ 届出の必要書類は以下のとおりです。
  - ① 届出書一式
    1. 景観計画区域内における行為の届出書 (様式あり\*<sup>1</sup>)
    2. 「事前協議の必要書類」における 2～10
  - ② 届出行為概要書一式
    1. 届出行為概要書 (様式あり\*<sup>2</sup>)
    2. 「事前協議の必要書類」における 3、4、6、8
- ・ ①及び②を 1 部ずつ提出してください。

→

HP参照  
「景観計画に基づく建築物・工作物の事前協議・届出について」

\*1  
様式については、「景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱」で定めています。

\*2  
様式については、「大阪市都市景観規則」で定めています。

## Q. 届出の提出はいつまでにすればよいか

A.

- ・ 届出を行う場合は、工事着手 30 日前までに提出が必要となります。
- ・ ただし、工事着手には、杭や根切り、山止め工事は含みません。

## Q. 変更の届出はどのような場合に必要か

A.

- ・ 変更の届出が必要な主な行為は以下のとおりです。
    - ✓ 外観の色彩の変更
      - ※ 外壁の補修を目的とした既存の色彩と同色の塗り替えであれば、手続きは必要ありません。
    - ✓ 窓の位置の変更、配管設備の変更、吸排気口の位置の変更
    - ✓ 植栽の配置の変更
    - ✓ 広告物の設置又は変更
    - ✓ バルコニーの変更
      - ※ 例：合わせガラス⇒縦格子 など
    - ✓ 内部の間仕切りの変更
      - ※ 景観計画区域内における行為の届出には各階平面図が含まれています。
    - ✓ 建築物やタワーパーキングの高さの変更
- など
- ・ ただし、確認申請の内容で、計画内容に変更がなく、表現だけが変わるような修正の場合（面積・高さの修正等）や、届出者または代理人を変更する場合には、変更の届出は必要ありません。

## Q. 変更の届出にあたりどのような手続きが必要か

A.

- ・ 景観法及び都市景観条例に基づき変更の届出を行う必要があります。
- ・ また、変更の届出の前段階で、都市景観条例に基づき変更事前協議が必要となります。

## Q. 変更の事前協議にはどのような書類(図面)が必要か

A.

- ・ 変更の事前協議に必要な書類は以下のとおりです。
  1. 景観計画区域内における行為の変更事前協議書(様式あり\*)
    - ※ 法第16条第2項の規定による届出を行う場合は、本様式の協議者の印を省略することができます。
  2. 変更箇所一覧表
    - ※ 様式は問いませんが、HPに掲載しているひな形を参考に变更前・変更後がわかるようにしてください。
  3. 縮尺1/2500以上の付近見取図
  4. 縮尺1/600以上の配置図
  5. 縮尺1/200以上の各階平面図又は横断面図
  6. 縮尺1/200以上の各立面図
    - ※ 彩色が施されたものとし、材料及びマンセル表示系による色彩を表示する。
  7. 縮尺1/200以上の主要断面図
  8. 完成予想図
    - ※ 彩色が施されたもの。
  9. 景観配慮事項説明書(様式あり\*)
- ・ これらの図書を1部提出してください。
- ・ なお、4～9の図書については変更がある場合のみ提出し、変更がある場合は、变更前・変更後の書類を添付すること。
- ・ その際、変更後の書類に変更箇所を朱色で囲むなどわかりやすく表示すること。

→

HP参照  
「景観計画区域内における行為の変更手続きについて」

\*  
様式については、「景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱」で定めています。

## Q. 変更の届出にはどのような書類(図面)が必要か

A.

- ・ 変更の届出に必要な書類は以下のとおりです。

① 変更の届出書一式

1. 景観計画区域内における行為の変更届出書 (様式あり\*<sup>1</sup>)
2. 「変更の事前協議の必要書類」における 3
3. 「変更の事前協議の必要書類」における 4~9 のうち変更がある図書の当該変更に係る変更後の図書
4. 景観配慮事項説明書 (様式あり\*<sup>1</sup>)

※ 景観配慮事項説明書に変更がない場合は、当初届出をしたものを添付する。

② 届出行為概要書一式

1. 届出行為概要書 (様式あり\*<sup>2</sup>)
2. 「変更の事前協議の必要書類」における 3、4、6、8

※ 4、6、8 の図書について当初計画から変更がない場合は、当初届出をしたときの図書を添付してください。

- ・ ①及び②を 1 部ずつ提出してください。

## Q. 変更の届出の提出はいつまでにすればよいか

A.

- ・ 変更の届出を行う場合は、変更箇所の工事着手 30 日前までに提出が必要となります。

←  
HP参照  
「景観計画区域内における行為の変更手続きについて」

\*1  
様式については、「景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱」で定めています。

\*2  
様式については、「大阪市都市景観規則」で定めています。



## Q. 工事完了等の届出にはどのような書類(図面)が必要か

A.

- ・ 工事完了等の届出に必要な書類は以下のとおりです。
  1. 景観計画区域内における行為の工事完了等届出書（様式あり\*）
  2. 写真撮影位置図
    - ※ 方位、建築物等の敷地の位置、道路及び写真を撮影した位置を明示したもの。
  3. カラー写真
    - ※ 建築物等の外観、敷地及びその周辺の現況並びに撮影日時を明示したもの。

→

HP参照  
「景観計画に基づく建築物・工作物の事前協議・届出について」

\*  
様式については、「景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱」で定めています。

## Q. 工事完了等の届出の提出はいつまでにすればよいか

A.

- ・ 届出に係る行為を完了したとき（又は中止したとき）は、14日以内に提出が必要となります。
- ・ なお、都市景観条例に基づく工事完了等届出書については、確認申請の完了とリンクしていません。

## <その他>

### Q. 「届出対象となる建築物」に該当しない場合、手続きが必要か

- A.
- ・ 景観法及び都市景観条例に基づく協議や届出の手続きの必要はないが、景観計画に定める景観形成方針や景観形成基準に沿った計画となるよう配慮していただきたい。

### Q. 外壁の色彩を塗替える場合、手続きが必要か

- A.
- (現況の外壁の色彩と同色で塗替えをする場合)
- ・ 同色での塗替えであれば、届出等の手続きは必要ありません。
- (現況の外壁の色彩を変更する塗替えの場合)
- ・ 景観計画区域をご確認いただき下表の「届出対象となる建築物」及び「届出対象行為」に該当する場合、景観法及び都市景観条例に基づき届出を行う必要があります。
  - ・ また、届出の前段階で、都市景観条例に基づき事前協議が必要となります。

#### <大阪市景観計画 P65 参照>

##### ○建築物

区 域	届出対象となる建築物	届出対象行為
基本届出区域	<u>(1) 敷地面積が2,000㎡以上の建築物で高さが10m以上であるもの</u> <u>(2) 延べ面積が5,000㎡を超える建築物で地階を除く階数が6以上であるもの</u>	<u>新築、増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の1.5倍以内のものを除く。）、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替若しくは色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの</u>
重点届出区域	<u>規模にかかわらず全て</u>	<u>新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でいずれかの面の修繕等に係る面積がその面の従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの</u>

## Q. 携帯電話のアンテナを設置する場合、どのような手続きが必要か

A.

- ・ 下表の届出対象となる工作物で届出対象行為をする場合、景観法及び都市景観条例に基づく届出が必要となります。
- ・ また、届出の前段階で、都市景観条例に基づき事前協議が必要となります。
- ・ なお、届出対象とならない工作物でも、景観形成基準（建築設備）の趣旨も踏まえ設置位置等を工夫してください。

<大阪市景観計画 P66 参照>

### ○工作物2

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	(1) 煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で高さが 20m を超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
重点届出区域	(2) 建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で、高さが10mを超えるものであって、かつ、当該建築物との高さの合計が 20m を超えるもの	

## Q. 建築確認申請後に面積等が変更となる可能性があるため、届出は建築確認申請後でもよいか

A.

- ・ 建築確認申請時に調査報告書への下見印が必要となるので、建築確認申請までに景観法及び都市景観条例に基づく届出が必要となります。

## (2) 広告物の設置等について

### <手続き関係>

#### Q. どのような行為が事前協議等の対象となるか

A.

- ・ 下記の「対象行為」が事前協議等の対象となります。
- ・ 都市景観条例に基づき、屋外広告物に加えて、窓等の内側の面に直接描いたり、貼付けたりしているものも事前協議等の対象となります。(条例第15条)

#### <大阪市景観計画 P136 参照>

##### (2) 事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類

- ・ 屋外広告物の事前協議、許可申請及び届出の対象となる行為は次のとおりです。

###### 【都市景観条例に基づく事前協議】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）

###### 【屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）】

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定によるもの

###### 【都市景観条例に基づく届出】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）のうち、屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）以外のもの

- ・ 重点届出区域の各地区の対象範囲は次のとおりです。

###### 【御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・国道2号地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

ただし、当該街路から視認できないものを除きます。

###### 【土佐堀通地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

ただし、当該街路の南側敷地内の、当該街路から視認できないものを除きます。

###### 【中之島地区】

当該地区内の敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

- ・ 対象となる屋外広告物の種類

種類	備考
屋上広告物	屋上広告塔、屋上広告板、その他これらに類するもの
壁面広告物	壁面広告板、広告幕、ガラス面に貼付するもの、はり紙、その他これらに類するもの
地上広告物	地上広告塔、地上広告板、立看板、その他これらに類するもの
突出広告物	突出看板、バナー広告、その他これらに類するもの

- ・ 対象とならない屋外広告物の種類（設置不可）

種類	備考
地上広告物	広告旗（のぼり）
その他	アドバルーン

※上記定めないものは個別協議を行う。

## Q. 届出等にあたりどのような手続きが必要か

A.

- ・ 景観法及び都市景観条例に基づく届出又は屋外広告物条例に基づく許可申請を行う必要があります。
- ・ また、届出又は許可申請の前段階で、都市景観条例に基づき事前協議が必要となります。
- ・ 手続きの詳細について、「景観計画に定める重点届出区域内の広告物の事前協議について」をご確認ください。

→

HP参照

「景観計画に定める重点届出区域内の広告物の事前協議について」

HP参照

「景観計画に定める重点届出区域内の広告物の届出について」

HP参照

「屋外広告物の許可について（屋外広告物のしおり、屋外広告物条例等）」

## Q. 事前協議にはどのような書類(図面)が必要か

A.

・ 事前協議の必要書類は以下のとおりです。

1. 景観計画区域内における行為の事前協議書 (様式あり\*)
2. 景観配慮事項説明書 (様式あり\*)  
※ 景観計画による区域に応じた配慮事項説明書を添付してください。
3. 縮尺 1/2, 500 以上の付近見取図
4. 縮尺 1/600 以上の配置図
5. 縮尺 1/200 以上の各面立面図  
※ 彩色が施されたもの。
6. 広告物意匠図  
※ 彩色が施されたもの。
7. 完成予想図  
※ 彩色が施されたもの。フォトモンタージュ可。
8. 写真撮影位置図
9. カラー写真  
※ 敷地および周辺のカラー写真・撮影日時を記入したもの。
10. その他、市長が必要と認める図書

・ 上記書類を正副 2 部作成し、正のみを提出してください。  
(副は正のカラーコピーでも可。)

←  
HP参照  
「景観計画に  
定める重点届  
出区域内の広  
告物の事前協  
議について」

\*  
様式について  
は、「景観計画  
区域内におけ  
る行為の規制  
等に関する取  
扱要綱」で定  
めています。

## Q. 届出にはどのような書類(図面)が必要か

A.

- ・ 景観法に基づく届出の必要書類は以下のとおりです。
  - ① 届出書一式
    1. 景観計画区域内における行為の届出書(様式あり\*<sup>1</sup>)
    2. 「事前協議の必要書類」における2～10
  - ② 届出行為概要書一式
    1. 届出行為概要書(様式あり\*<sup>2</sup>)
    2. 「景観配慮に関する事前協議の必要書類」における3、4、5、6、7
- ・ ①及び②を正副2部作成し、正のみを提出してください。  
(副は正のカラーコピーでも可。)

→

HP参照  
「景観計画に定める重点届出区域内の広告物の届出について」

\*1  
様式については、「景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱」で定めています。

\*2  
様式については、「大阪市都市景観規則」で定めています。

## Q. 届出の提出はいつまでにすればよいか

A.

- ・ 景観法上は、工事着手30日前までに届出が必要となっていますが、内規により、適切に成立した事前協議と同一の内容で届出を行う場合は、着手の制限の期間を短縮することができるとしているため、広告物については、実務上、着手までに届出を行うよう指導しています。

## Q. 広告物の意匠変更についてはどのような手続きが必要か

A.

- ・ 広告物の意匠変更についても新規の事前協議、届出が必要となりますので、協議書及び届出書の書式については、変更ではなく新規の書式を使用し、「意匠変更のみの変更」のチェックボックスにチェックを入れてください。

## Q. 工事完了等の届出にはどのような書類(図面)が必要か

A.

- ・ 工事完了等の届出に必要な書類は以下のとおりです。

1. 景観計画区域内における行為の工事完了等届出書（様式あり\*）
2. 写真撮影位置図
3. カラー写真

※ 建築物等の外観、敷地及びその周辺の現況並びに撮影日時を明示したもの。

←  
HP参照  
「景観計画に  
定める重点届  
出区域内の広  
告物の届出に  
ついて」

\*  
様式について  
は、「景観計画  
区域内におけ  
る行為の規制  
等に関する取  
扱要綱」で定  
めています。

## Q. 工事完了等の届出の提出はいつまでにすればよいか

A.

- ・ 届出に係る行為を完了したとき（又は中止したとき）は、14日以内に提出が必要となります。



## <その他>

### Q. 重点届出区域内における建築物の新築時に広告・サインの計画が確定していないがどうすればよいか

A.

- ・ テナント店舗の広告等は、建築物の届出を提出する時期に計画が確定していない場合は、建築物の届出に添付する図面等への記載は必要ありません。
- ・ ただし、工事期間中に広告・サイン計画が決まった場合は、変更の届出の提出が必要となります。
- ・ また、変更の届出の前段階で、都市景観条例に基づき事前協議が必要となります。

### Q. 広告物を設置するにあたり、他に事前協議等が必要な機関はどこか

A.

- ・ 屋外広告物法に関する手続きについては、建設局管理課（電話：06-6615-6687）にお問い合わせください。その他関係法令等による手続きについては、屋外広告物のしおりをご覧ください。
- ・ 上記のうち、計画調整局で手続きできるものは以下のとおりです。
  - ✓ 【都市計画法に基づく地区計画等の届出】：都市計画課地域係
  - ✓ 【建築基準法に基づく総合設計許可】：建築指導部建築企画課
  - ✓ 【建築基準法に基づく工作物確認申請】：建築指導部建築確認課

## (3)景観重要公共施設の整備並びに占用等の許可について

### <手続き関係>

#### Q. どのような整備が対象となるか

A.

- ・ 新たに整備を行う場合は、通知の対象となります。
- ・ ただし、下記の「適用除外項目」に該当する場合は、景観重要公共施設の整備に関する事項は適用されません。

#### <大阪市景観計画 P155 参照>

##### ※適用除外項目(共通事項)

次の整備については、上記①～③の事項は適用されません。

- (i) 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- (ii) 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- (iii) 公共施設の日常管理・部分補修
- (iv) 地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの
- (v) その他 事業コンペ(デザイン審査を行うもの)を行う場合や有識者に意見を聴取した場合

#### Q. 通知にあたりどのような手続きが必要か

A.

- ・ 景観法及び都市景観条例に基づく届出に準じて通知を行うこととなります。
- ・ なお、通知の前段階で事前に協議を行ってください。

## Q. 通知にはどのような書類(図面)が必要か

A.

- ・ 通知の必要書類は以下のとおりです。(景観法及び都市景観条例に基づく届出を準用)
  1. 景観計画区域内における行為の通知書(様式あり\*)
  2. 景観配慮事項説明書(様式あり\*)
    - ※ 景観計画による区域に応じた配慮事項説明書を添付してください。
  3. 縮尺 1/2, 500 以上の付近見取図
  4. 縮尺 1/600 以上の配置図
  5. 縮尺 1/200 以上の各階平面図又は横断面図
  6. 縮尺 1/200 以上の各面立面図
    - ※ 彩色が施されたものとし、材料及びマンセル表示系による色彩を表示する。
  7. 縮尺 1/200 以上の主要断面図
  8. 完成予想図
    - ※ 彩色が施されたもの。
  9. 写真撮影位置図
  10. 現況写真
    - ※ 敷地および周辺のカラー写真・撮影日時を記入したもの。

→

HP参照  
「景観計画に基づく建築物・工作物の事前協議・届出について」

\*  
様式については、「景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱」で定めています。

## Q. 通知の提出はいつまでにすればよいか

A.

- ・ 通知を行う場合は、工事着手までに提出が必要となります。

## Q. 整備が完了した場合に手続きは必要か

A.

- ・ 必要ありません。

## Q. どのような占有が対象となるか

A.

- ・ 全ての占有等の許可が対象となります。
- ・ ただし、下記の「適用除外項目」に該当する場合は、景観重要公共施設の占有等の許可等の基準は適用されません。

### <大阪市景観計画 P156 参照>

#### ※適用除外項目(共通事項)

次の占有等の許可については、上記①～③の基準は適用されません。

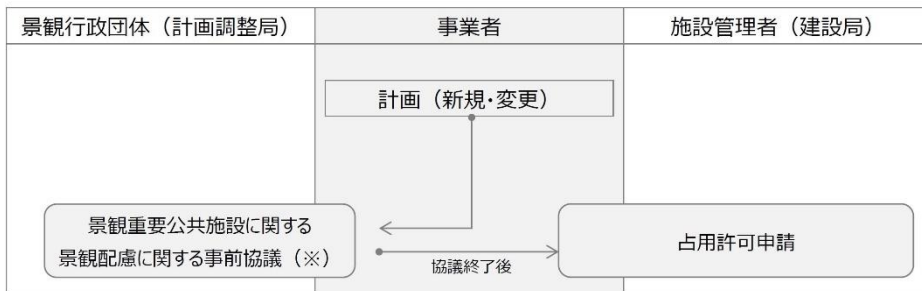
- (i) 案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
- (ii) 景観計画変更の施行時点で既に受けている占有等の許可の更新を行うもの  
(外観の変更を生じないものに限る。ただし、同色であっても基調となる色の塗り替えを行う場合は、協議対象とする。)
- (iii) 工事等のために一時的に設置される仮囲いや足場等
- (iv) 催物等のために一時的(原則1ヶ月以内)に設置されるもの(広告物を含む。)

## Q. 占用等の許可にあたりどのような手続きが必要か

A.

- ・ 施設管理者への占用許可申請を行う前に、景観行政団体と事前協議を行う必要があります。
- ・ 事前協議完了後、許可申請書の原本に下見印を押印しますので、それを持って施設管理者へ許可申請を行ってください。

### < 占用等の許可の手続きの流れ >



### < 下見印押印例 >

道路占用 許可申請 協議書 [新規・変更] 前回許可番号 平成30年1月31日付 大阪市指令建築 10781号

環境事第 924号 平成30年12月12日

(提出先) 大阪市長

〒545-8550

住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13F

フリガナ 大阪府環境局 環境局長 北辻 卓也 印

氏名 大阪府環境局 環境局長 北辻 卓也 印

担当者 事業部事業管理課 大黒 実里

TEL 06-6630-3228

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

用途	路上喫煙禁止地区標識設置(増設)のため
占用の場所	路線名 一般国道25号 車道(歩道)その他
場所	中央 区 難波 1 丁目 9 番 他
占用物件	名称 規模 数量
	標識板 別添の通り (29基) 35基
占用の期間	許可日 から 間 占用物件の構造 別紙図面のとおり
	平成34年3月31日まで
工事の期間	許可日 から 間 工事実施の方法 道路管理者の占用工事実施基準による
	平成31年1月31日まで
道路の復旧方法	原因者により復旧 添付書類 位置図・図面・写真等
備考	※ 手数料 1,100円 受付印 景観事前協議済 平成30年12月12日 都市計画課 ※ 本市記入欄 領収書 No.

記載事項

1. 「許可申請」「第32条」「許可を申請」については該当するものを○で囲むこと。
2. 新規・変更 については該当するものを○で囲み、更新・変更の場合は、従前の許可番号または回答書の番号及び年月日を記載すること。
3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
4. 申請者（申請者が法人である場合は代表者、以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合に、押印を省略することができる。
5. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地面にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
6. 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。
7. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした写真その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
8. 当印のある欄は記入しないでください。

## Q. 事前協議にはどのような書類(図面)が必要か

A.

- ・ 事前協議の必要書類は以下のとおりです。
  1. 占用等の許可申請書一式 (写し)
  2. その他必要と認める図書
    - ✓ 付近見取図
      - ※ 彩色が施されたものに限る。
    - ✓ 配置図
    - ✓ 立面図
      - ※ 彩色が施されたものに限る。
    - ✓ 意匠図
      - ※ 彩色が施されたものに限る。
    - ✓ 透視図
      - ※ 彩色が施されたものに限る。フォトモンタージュ可。
    - ✓ 現況写真及び写真方向位置図

## Q. 事前協議はいつまでにすればよいか

A.

- ・ 占用等の許可を受ける場合は、許可申請前に事前協議が必要となります。

## Q. 占用物等の設置等が完了した場合に手続きは必要か

A.

- ・ 必要ありません。

## <その他>

### Q. 重点届出区域と重複しているが、事前協議の手続きは両方必要か

A.

- ・ 重点届出区域の届出が必要となる行為を景観重要公共施設で行う場合、条例第13条の事前協議は、景観重要公共施設の協議によるものとする。
- ・ なお、協議完了後は、景観法及び都市景観条例に基づく届出又は屋外広告物条例に基づく許可申請を行う必要があります。

#### <重複する場合の手続き位置図>

